Ⅱ 農林水産・商工関係

9 地域農林水産業の振興

(総務省,外務省,財務省,文部科学省,厚生労働省,農林水産省, 林野庁,水産庁,経済産業省,国土交通省)

【提案の要旨】

- 1 食料自給力の確保と農林水産業の持つ多面的機能を発揮するため農林水 産業の持続的な発展及び農山漁村の振興を図ること。
- 2 WTO農業交渉に当たっては、農産物の貿易に関する新たな国際ルールの 確立に向けて、食料安全保障をめぐる問題の解決や農業の多面的機能への配 慮など、我が国の考え方を積極的に主張すること。

経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)交渉においても、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を与えないよう十分に配慮すること。また、引き続き国民に情報提供を行い、国民の理解の下で交渉を進めること。

- 3 国による関与・義務付けを廃止・縮小すること。
- 4 「森林・林業基本計画」・「地球温暖化防止森林吸収源 10 ヶ年対策」に基づく施策を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図ること。
- 5 農薬のポジティブリスト制度における一律基準を見直し、農薬ごとに適正な基準を設定するとともに、シジミにおける早急な基準値設定及びシジミ採捕漁業者に対する損失補てん制度を創設すること。
- 6 燃料・資材の急激な価格の変動による影響を緩和する仕組みなどの措置を 講じるとともに、生産コストの上昇が価格に適正に反映される対策などを早 急に実施し、農林水産業の経営の安定化を図ること。

【提案の理由】

農業を取り巻く環境は、近年の米の生産調整の拡大、農産物価格の低迷、担い手の減少、高齢化等、厳しい課題に直面している。

このような環境の中で、食料自給力を確保するため、農地の保全はもとより生産基盤・生活環境を整備し、21世紀の活力ある農業を構築することが大きな課題となっている。

こうした中で、担い手の育成をはじめとする農業生産対策や農地政策は、地域において主体的・総合的に実施することが効果的であるにもかかわらず、国が直接関与する仕組みが続けられている。

加えて、国が進めてきた補助金から交付金への切り替えの中で、地域レベルで任意団体(協議会)を設立のうえ、交付金を県を経由せずに団体へ直接交付するという施策が増えている。交付金化により、従来の補助金に比べ申請等の事務はむしろ複雑化し、国の直接補助にもかかわらず、県の指導が求められるなど事務負担が増加している。

また、国民の森林に対する期待は、水源かん養、地球温暖化防止など森林の有する公益的機能に対して高く、国民の生命・財産を守る重要な役割を担っている森林を健全な姿で将来の世代に引き継いでいくことが重要な課題である。

一方,近年,国際的な木材需給動向が大きく変化し,国内林業の再生により国産木材の安定供給体制の確立が新たな課題となっている。

次に、平成18年の秋以降、シジミへの残留農薬が一律基準を超過する事例が発生し、 全国的にも問題となっている。鳥取県、島根県ではシジミの出荷を自主規制するなどの 対応を行ったが、漁業者の自助努力では回避できない想定外の損失が発生するなど、漁 業者の経営的不安が増大している。

このことは、ポジティブリスト制度において国が定めた合理性に乏しい一律基準に起因していることによるものであり、制度を制定した国が責任をもって対応し解決すべき 課題であると考える。

さらに、燃油や生産資材の値上がりが、農林水産業の生産コストの増大を引き起こし、 価格決定力が非常に弱い農林水産業の経営は危機的な状況にあり、農林漁家の経営、ひいては国民の食料の安定確保に深刻な影響を及ぼしている。燃料や生産資材の急激な価格変動に対応しうる農林水産業が確立され、農林漁家の経営の安定化及び食料の安定供給の確保を図ることが喫緊の課題となっている。

【提案の具体的内容】

1 農政改革の推進

平成22年に予定されている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に当たっては、持続的な農業・農村を構築する農政の展開へ向けて十分な検討を行うこと。また、経営所得安定対策等大綱において、導入された「水田経営所得安定対策」及び「農地・水・環境保全向上対策」については、本対策の定着に向けて地域の実態や特性に柔軟に対応できる制度となるよう、基準等について不断の見直しを行うこと。

2 米政策改革の推進

- (1) 中山間地域等条件不利地域の水田農業が米政策改革の推進によって衰退することがないように、効率的な農産物の供給機能以外の多面的機能の発揮や自然循環機能の維持増進による農業の持続的な発展、更には農村の振興に配慮した措置を講じること。
- (2) 米の需給調整(数量配分)の実施に当たっては、農業者・農業者団体等の意向や地域の実態を踏まえた、客観的かつ簡素で公平な配分方法にすること。
- (3) 大豆, 麦等の本格的な生産を進めるため, 実需者ニーズに対応した品質と湿田等のほ場条件等にも対応した栽培適性を有する新しい優良品種の開発・普及を早急に進めること。
- (4) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する支援を継続するほか、テレビスポット等各種媒体を活用し、米

離れの著しい若い世代を対象とするなど、的を絞った効果的な普及啓発を推進すること。

- 3 農業農村整備事業の促進
- (1)農業の構造改革を加速化する観点から、農業生産基盤整備事業の促進について格 段の措置を講じるとともに、近年多発している豪雨・地震からの災害を未然に防止 するため、農地防災事業及び農地・農業用施設の管理保全対策を早急に進めること。 特に、中山間地域等における高付加価値型農業等を展開するため、地域の実情に 応じた農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備を促進すること。
- (2) 生活環境の向上と定住条件の整備を図るため、農村地域の生活基盤整備事業の促進に格段の配慮をすること。
- 4 新たな担い手の確保・育成

新規就農者に対する就農開始当初の経営が安定するまでの所得補填制度など、新たな担い手の育成確保のための施策の一層の充実を図ること。

また,「水田経営所得安定対策」について,担い手が水田農業経営を安定的に持続できるよう一層の充実を図ること。

さらに,集落営農による地域の効率的な土地利用を図るため,特定農業法人に対して税制上の特例措置や支援策等を充実強化するとともに,地域の実態に合わせた柔軟な対応を認めること。

5 家畜飼料の国内自給率の向上

配合飼料高騰対策として、飼料用米及び食品残さやDDGS(穀類蒸留粕)の家畜 飼料への活用等、濃厚飼料の国内生産に必要な技術の確立と支援措置を積極的に講じ ること。

また,自給飼料生産の拡大を図るため,耕畜連携水田活用対策等の各種支援措置の 充実を図ること。

- 6 WTO交渉及び経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)交渉
 - (1) 今後のWTO交渉においては、「農業の多面的機能の発揮」、「国内生産を基本とし食料安全保障の確保」等を基本目標とする「日本提案」の実現に向けて強く交渉に臨むこと。

特に、重要品目の十分な確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大、上限関税の設定、関税率の著しい削減等が行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。

また,過去に行われた輸入自由化の影響等を踏まえ,輸入農産物が国内需給や価格に悪影響を与え,国内農業を圧迫しないように,総合的な対策を講じること。

生鮮野菜等についても、農産物の特性を踏まえ、輸入急増等の事態に機動的・効果的に対応できるよう適切にセーフガードの措置を講じること。

- (2) 今後の経済連携協定(EPA)・自由貿易協定(FTA)交渉においても,我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を与えないよう十分に配慮すること。
- 7 国による関与・義務付けの廃止・縮小

農政改革に当たっては、地方が農業再生に向けた施策を、主体的かつ積極的に実施できるように、地方への権限及び財源移譲を基本として、例えば、農地の管理・利活用は地方が主体となって行えるよう「2へクタールを超え4へクタール以下の農地転

用における大臣協議の廃止」,「4へクタールを超える農地転用の許可権限の都道府 県への移譲」をするなど,国の関与を廃止し,地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素 化を図ること。

また,国が直接実施したり団体等に直接交付するなど地方分権の趣旨に沿わない事業を創設しないこと。

- 8 森林整備と木材利用を両立させる対策の充実
- (1)環境税の創設等,森林が有する公益的機能に着目した,新たな財源確保策の導入 による森林整備の社会システムを構築し、県営林・公社造林等も含めた森林整備全 体に対する支援制度の創設を図ること。
- (2) 土地の所有区分の明確化を図る国土調査事業の促進を図ること。
- (3) バイオマス利用など需要の多様化と製造業などの安定供給の要請に応えるため、 木材の生産・利用対策を拡充すること。
- 9 公的造林事業の推進

森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。また、森林整備活性化資金の融資条件の改善及び森林整備法人等の事業展開を支援する制度の創設を行うこと。

10 松くい虫防除事業の促進

松くい虫被害対策については、環境に配慮した防除と被害跡地対策を緊急に実施するための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

- 11 ポジティブリスト制度の見直し等
 - (1) 残留農薬のポジティブリスト制度の一律基準の対象となった農薬に対して個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設定すること。
 - (2) 特に、シジミの問題解決に向けて魚介類における基準値設定を早急に行うこと。
 - (3) また、漁業以外の人的活動に起因する一律基準超過により漁業被害を生じた場合に、漁業者を救済するための損失補てん(セーフティーネット)制度を創設すること。
- 12 燃油価格高騰対策
 - (1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう,流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに,具体的な仕組みづくりを進めること。
 - (2) 燃油価格や生産資材の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安定を図るため、中山間地域特有の小規模産地でも対応可能な制度となるよう原油価格高騰対策や省エネ対策に係る交付金事業等の要件を緩和すること。
 - (3) 安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

10 食の安全・安心対策の推進

(内閣官房, 内閣府, 厚生労働省, 農林水産省)

【提案の要旨】

消費者の視点に立ち、食の安全と安心を確保するため、食品安全行政の見直しを推進すること。

特に、牛海綿状脳症(BSE)対策のため、牛肉等の安全確保措置を講じるとともに、高病原性鳥インフルエンザのまん延防止及びヒトへの感染を予防するための迅速な措置を講じること。

【提案の理由】

1 消費者行政の推進

食品に関係する法令には、JAS法、食品衛生法、景品表示法等多岐にわたり、行政としての整合性が十分に図られていない。

輸入食品の安全確保については、特に検疫所での検査が重要であり、国においても 体制整備が進められているが、国内流通品から違反が発見されるなど十分とはいえな い現状である。また、加工食品中の残留農薬の違反判定手法等が明確でなく、消費者 ニーズに十分応えられていない。

消費者の食に対する信頼を回復するため、消費者の視点に立ち、消費者保護の観点から、食の安全と安心が確保されるよう監視体制の強化・充実を図る必要がある。

2 牛海綿状脳症 (BSE) 対策の推進

平成13年9月10日に国内で初めて牛海綿状脳症(BSE)が発生し、同年10月18日からと畜される牛の全頭についてスクリーニング検査及び平成15年4月1日から死亡牛のサーベイランス検査を実施し、32例までのデータを基に、平成19年12月に「BSEの感染源および感染経路に関する疫学研究」で発生原因等についての可能性が報告されたところである。

しかし, 感染原因及び感染経路の明確な究明はされておらず, 消費者の牛肉に対する不安感は完全に払拭されていない。

また,国は食品安全委員会の21ヶ月齢以上の牛を検査対象とする答申を受け,全 頭検査を緩和したが,国は消費者の不安感を解消するため,科学的知見に基づいた説 得力のある説明を積極的に行う必要がある。

さらに、現在、米国産牛肉の輸入が再開されているが、貿易条件を遵守していることを証する衛生証明書がない牛肉やソーセージが確認されるなど、消費者の信頼を大きく損ねていることから、輸入時の検査体制の強化などが必要である。

また、現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が 米国からなされているが、消費者の安心を得るためには、十分な情報提供やリスクコ ミュニケーションの実施を図るとともに、外食等で提供されている全ての牛肉につい ても、消費者が国産・外国産(原産国)を選択できる仕組みが必要である。 3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進

高病原性鳥インフルエンザのように極めて伝播力が強く,迅速な対応が要求される 家畜伝染病が発生した場合は,家畜伝染病のまん延防止はもちろんのこと,国民の健康を守り、食の安心・安全に対する不安を払拭するための措置を講じることが必要である。

【提案の具体的内容】

- 1 消費者行政の推進
- (1) 食品表示に関する規定はJAS法,食品衛生法,景品表示法及び不正競争防止法 と多岐に及び,法令により用語や定義が異なる表示項目,表示方法について,表示 を見る消費者や表示を行う業者の立場に立って,早急に整合性の確保を図ること。
- (2) 消費者にわかりやすく信頼される表示制度を実現し、生産から流通販売まで一貫 した不正を見逃さない監視体制を整備すること。なお、トレーサビリティシステム の導入に当たっては、地方公共団体や生産者、流通販売関係者などに過度の負担が 生じないよう国の責任において構築すること。
- (3) 検疫所における検査体制をさらに充実強化すること。
- (4) 加工食品中の残留農薬等の違反判定について、検出値、原材料配合割合等から現実的で迅速な違反判定ができる手法等を示すこと。
- (5) 食品衛生法に規定する「違反した者の名称等の公表」について、違反の疑いがある場合又は違反判定まで時間を要する場合の具体的対応策をガイドラインとして示すこと。
- 2 牛海綿状脳症 (BSE) 対策の推進
- (1) 感染原因及び感染経路の早期解明について 消費者及び生産農家の不安を解消し、効果的な対策を打ち出すため、BSEの感 染原因及び感染経路を早期に解明すること。
- (2) 牛肉の安全性の確保体制への継続支援について 食肉衛生検査所で実施するBSE全頭検査に対する財政支援を実施すること。
- (3) 死亡牛全頭検査について BSE検査経費や検査後の処理に係る経費について,地域の実態を十分踏まえ, これらの経費が新たな農家負担につながらないよう財源確保を図ること。
- (4) 確認検査体制の整備について 牛海綿状脳症の確認検査は、全国各地の国の機関で速やかな対応ができるよう体 制を整備すること。
- (5) 米国牛肉の月齢緩和問題について 現在20ヶ月齢以下となっている月齢条件について緩和するよう強い要請が米国 からなされているが、消費者の安心を得るため、十分な情報提供やリスクコミュニ ケーションの実施を図ること。
- (6) 安心の確保対策について

国内のBSE対策の見直し、及び外国(アメリカ、カナダ)からの牛肉の輸入条件の見直しに際しては、国民の安心を確保する観点から、十分な情報提供及びリスクコミュニケーションを実施すること。

- 3 高病原性鳥インフルエンザ対策の推進
- (1) まん延防止及びヒトへの感染予防対策について
 - ① 高病原性鳥インフルエンザの発生原因及び感染ルートの早期解明を図るととも に適切なまん延防止対策を講じること。
 - ② 精度の高い迅速な高病原性鳥インフルエンザの診断方法を開発すること。
 - ③ ヒトへの感染を予防するため高病原性鳥インフルエンザ及び新型インフルエン ザワクチン等の研究開発を行うこと。
- (2) 風評被害の防止について

風評被害防止のため、科学的知見や食品の安全性に関する正確な情報を迅速に提供するなどの所要の対策を講じること。

11 資源エネルギー対策の推進

(内閣官房, 内閣府, 財務省, 経済産業省, 資源エネルギー庁, 環境省)

【提案の要旨】

- 1 原子力発電については、国民的な合意形成を図るとともに、一層の安全対 策の確保に配慮すること。
- 2 電源立地地域の一層の振興を図るため、更なる電源三法交付金制度の見直 しを図ること。
- 3 石油代替エネルギーの開発・導入及び環境問題に的確に対応するため地域 における新エネルギー開発利用の促進を図ること。

【提案の理由】

国においては、国民生活の安定と経済活動にとって極めて重要なエネルギーの安定供給に鋭意取り組まれており、自治体としてもこのような国のエネルギー基本政策を理解し、協力してきているところである。こうした中で、今後は従来にも増して地球環境問題にも的確に対処しながら、長期的視点に立った総合的な資源エネルギー対策を推進することが必要である。

しかしながら、原子力発電については、平成19年7月の新潟県中越沖地震の際に東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所において、設計時の想定を大きく上回る地震動が観測され、国民に原子力発電所の耐震安全性に対する大きな不安を抱かせている。更に、事業者によるデータ改ざんや事故隠し等が、国の安全規制に対する信頼を根本的に揺るがしている。

このため、今後原子力施設の耐震安全性の厳格な確認などによる安全確保対策の強化 と併せて、原子力に関する透明性の確保、積極的な情報公開など、国民の信頼回復に取 り組み、国民的な合意形成に向けた住民理解の促進を図るとともに、更には立地地域の 実情に配慮した地域振興対策の推進等が必要不可欠である。

原油価格の急激な変動など昨今の厳しいエネルギー情勢を踏まえたエネルギーの安定 供給の確保や、地球温暖化対策等の環境保全の重要性が一層高まっており、再生可能な クリーンエネルギーである新エネルギー等についても、さらに開発利用の促進を図る必 要がある。

【提案の具体的内容】

- 1 原子力発電所に係る安全対策の推進 国や原子力関係機関の一貫した責任ある体制のもとに、次の事項について原子力発 電所に係る安全対策の推進を図ること。
- (1)原子力政策のあり方について、公正中立な情報の提供や徹底した情報公開、立地 地域等でのシンポジウムの開催等により、国が前面に出た十分な説明責任を果たし、 政策決定過程への国民参加や国会審議を経るなどの民主化を図り、政策に国民の意

見を反映できる仕組みづくりを進めること。

- (2) 原子力発電所の安全性,信頼性を確立するため,事業者の安全管理や品質保証活動が充実・強化されるよう指導し,国の安全審査や評価体制が適切に機能するよう,安全審査の充実や審査内容の情報公開に積極的に取り組むこと。
- (3) 新たな耐震審査指針に基づき、厳正かつ速やかに既設の原子力発電所の耐震安全性の確認を行い、必要に応じ、事業者に対する対策の指示を行うこと。また、その確認結果について国民に分かりやすい説明を実施すること。
- (4) 新たな検査制度の運用に当たっては、検査間隔の変更を含む事業者の検査計画全般について、高経年化の程度などプラント毎の特性に応じ、慎重かつ厳格な審査を行うとともに、安全性向上についての具体的なデータを示すなど説明責任を果たし、国民の理解と信頼を確保すること。
- (5) 核燃料サイクルについては、国の責任において、国民に原子力政策大綱の策定過程における議論を分かりやすく示すなど、十分な説明を行い、国民的合意形成に努めること。

また,プルサーマル計画については,立地地域の十分な理解と同意を前提として 慎重に対処すること。

- (6) 輸入MOX燃料の安全性について、輸送を含めて国は厳正かつ適切な確認・審査 を行うとともに、事業者の品質保証体制と安全管理体制の一層の充実強化の指導と 情報の公開に努めること。
- 2 電源三法交付金制度の充実強化 電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう、次の事項について充実 強化し、制度の改善を図ること。
- (1) 交付単価の引き上げや交付期間の延長等を図ること。

報交換, 財政措置等の充実を図ること。

- (2) 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。
- 3 地域における新エネルギー等の開発利用の促進 石油代替エネルギーの開発・導入及び環境問題への的確な対応を促進するため、地域における新エネルギーの総合的な開発利用対策を推進するとともに、技術開発・情

とりわけ、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の水力発電に関する適用範囲について、現在、出力1,000kW以下となっている対象範囲を5,000kW以下に拡大すること。